

第31回 接続料の算定等に関する研究会 ヒアリングご説明資料

KDDI株式会社

1

指定設備卸役務への必要な措置に関する論点

2

フレキシブルファイバの制度整理の進め方

1

指定設備卸役務への必要な措置に関する論点

2

フレキシブルファイバの制度整理の進め方

➤ 指定設備卸役務への必要な措置に関する論点について

論点は、前回事務局資料30-2『指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する論点について』P.3より

論点	弊社の考え
<p>①卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項</p> <p>●「光サービス卸」「モバイル音声卸」以外の指定設備を用いた卸役務（将来提供される卸役務を含む）についても、卸契約に当たって、同様に担保しておくべき内容があるか。</p>	<p>■光サービス卸と一体的に提供されているひかり電話の卸についても、卸先事業者において、一体的にサービス提供（FTTH契約+オプションの電話契約）されていることを踏まえれば、ガイドライン等において、光サービス卸と同様の内容を担保しておく必要があるものと考えます。</p>

➤ 指定設備卸役務への必要な措置に関する論点について

論点は、前回事務局資料30-2『指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する論点について』P.3より

論点	弊社の考え
<p>③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルールがあるか。</p>	<p>■ フレキシブルファイバ（FF）の新設部分について、接続に準じたルールを適用して透明性・適正性・公平性を確保することが、モバイル市場の公正な競争環境に資するものと考えます。</p> <p>※例えば、FFを活用した基地局整備において、NTTグループ会社のみが費用・手続き・納期等において有利な条件で扱われた場合、事業者間の公正競争が確保できず、結果として条件不利地域や5G等のエリア整備に悪影響が生じる恐れ。</p>

1

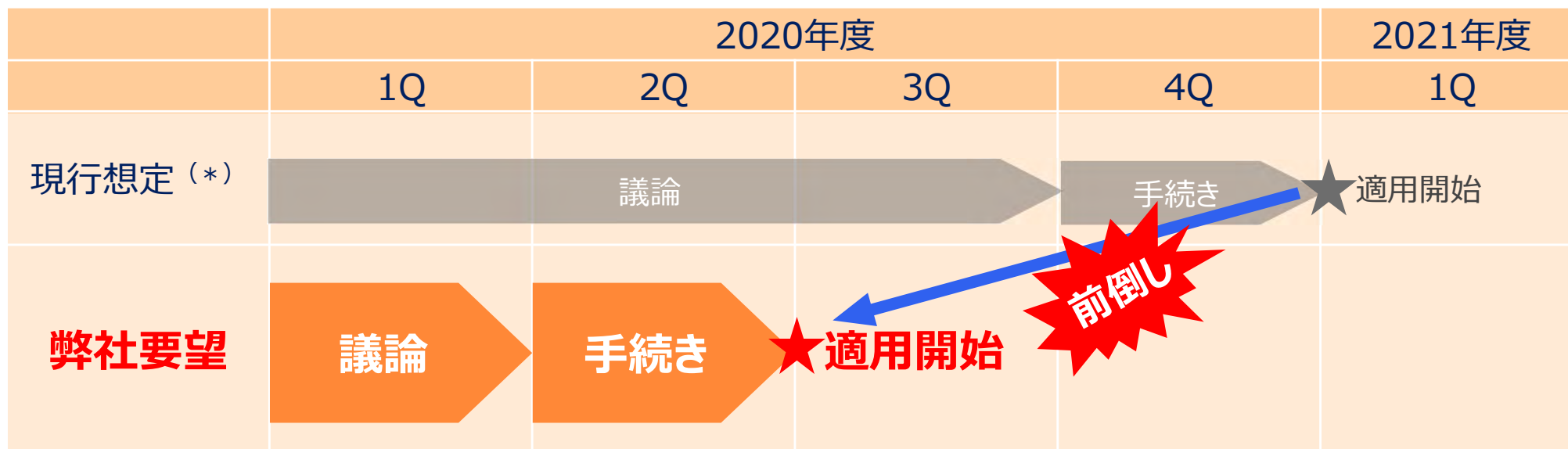
指定設備卸役務への必要な措置に関する論点

2

フレキシブルファイバの制度整理の進め方

今後の5Gや条件不利地域等のエリア整備※を踏まえ FFの制度的な整理は速やかに行い **早期の適用開始を目指すべき**

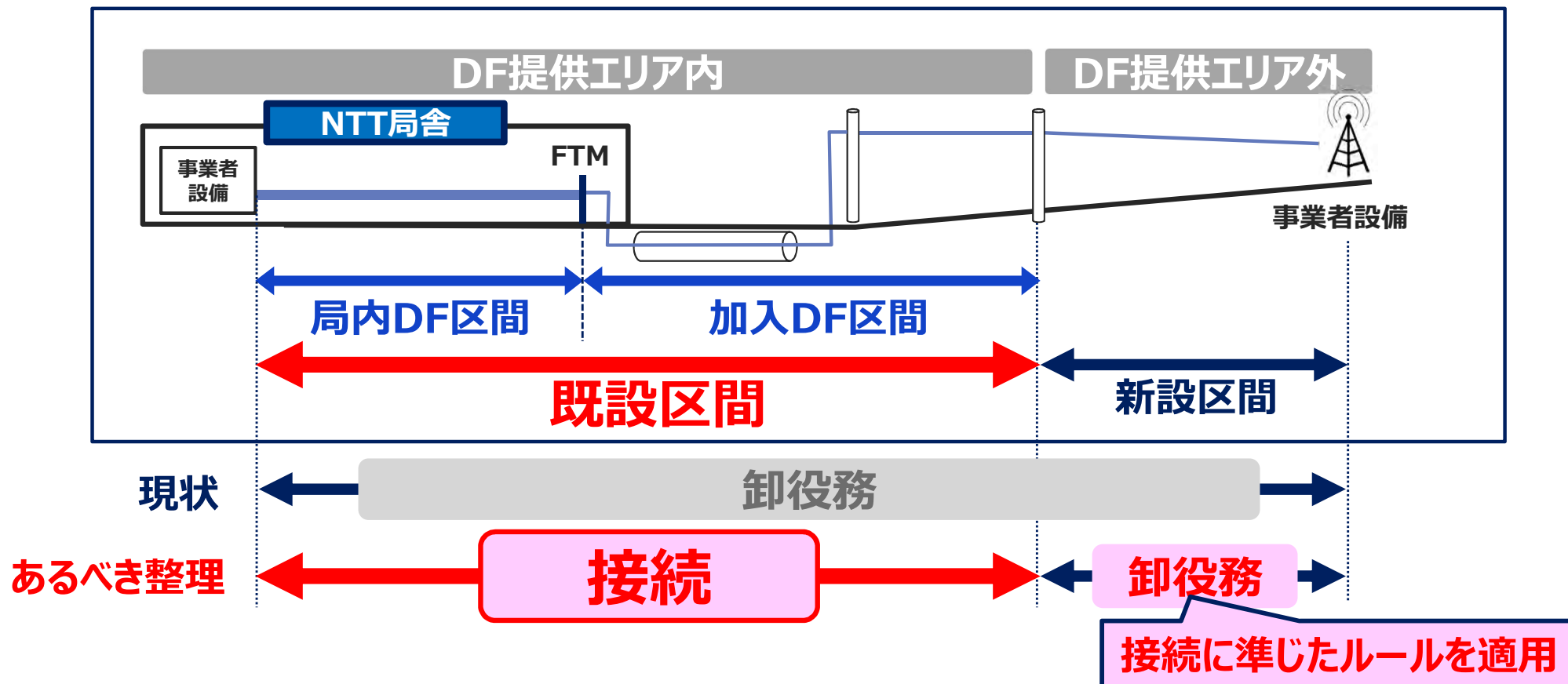
※例えば、当社は2019年4月に認定を受けた「第5世代移动通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」において、2023年度末までにエリア外人口を解消する旨の開設計画を提出



(*) 前回事務局資料30-1『指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理について』に基づく

合わせて、5Gや条件不利地域等エリアの早期整備促進の観点から **適用時期を見据え、システム対応を速やかに完了すべき**

現行のFF利用料は、制度整理を待たず速やかに
局内ダークファイバ（局内DF）区間も含め
既設区間は接続料水準で整理すべき



<NTT局内DF接続料及びFF利用料（局内DF区間）の推移>

構成員限り

<NTT加入DF接続料及びFF利用料 (加入DF区間 + 新設区間) の推移>

構成員限り

FFの制度的な位置づけの整理にあたって
以下について、**総務省の確認・検証**を要望

（※既設区間について接続として整理された場合を想定）

- ① 制度整理の際のFF利用料の扱い
- ② NTT東・西のシステム対応について

① 制度整理の際のFF利用料の扱い

新設区間の料金設定の適正性の確認・検証

既設区間に該当する接続料が下がっても、必ずしも
現行のFF利用料（加入DF区間 + 新設区間）は連動して下がらず

- ✓ 現行のFF利用料から、加入DF区間の利用料（接続料）を差し引いた金額が、**新設区間の利用料として適切か**

整理前

現行のFF利用料（加入DF区間 + 新設区間）

整理後

接続料（加入DF区間）

新設区間の利用料

②NTT東・西のシステム対応について

制度整理に伴いNTT東・西のシステム改修を行う場合は
内容について利用事業者とよく協議を行った上で
利用事業者に過度な負担とならないようにすべき

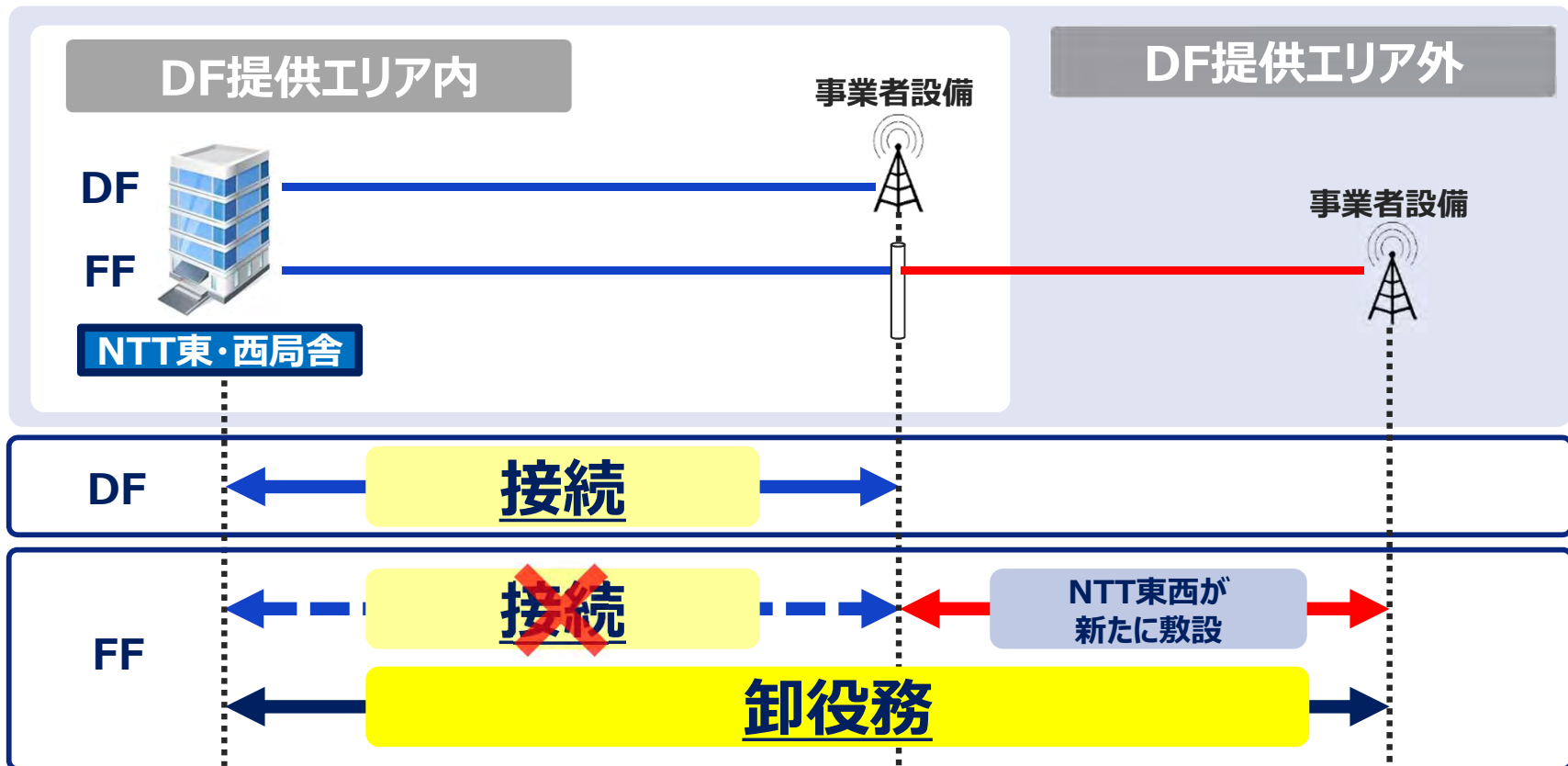
システム改修に係る費用は、**既設・新設で分けて算定**

- ✓ 既設区間（接続）に係るものは、接続料として負担
- ✓ 新設区間に係るものは、接続に準じたルールに基づく算定

**(参考) 第28回接続料の算定等に関する研究会
弊社ご説明資料 (抜粋)**

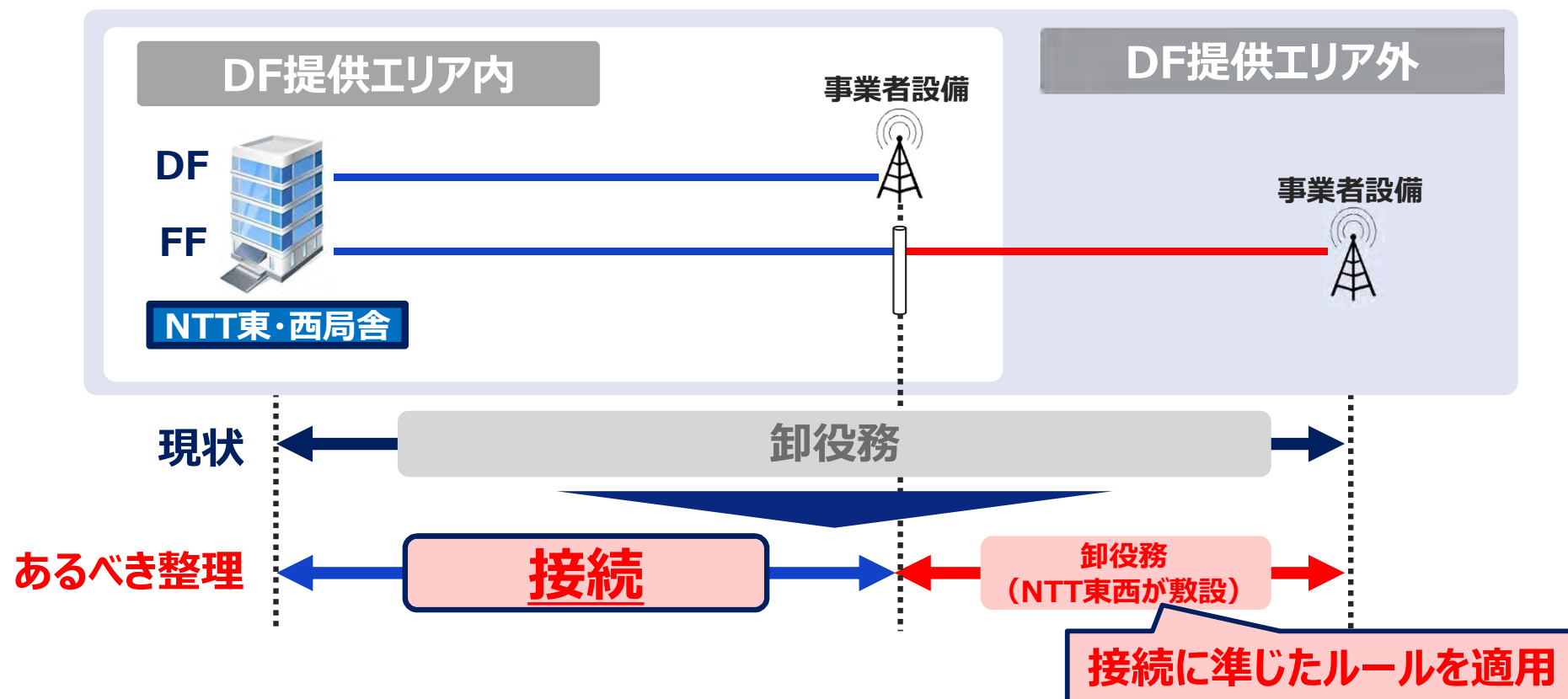
事業者設備が加入光ファイバ（以下「DF」）の提供エリア外にある場合
DFを「接続」で利用することができない

FFのスキームは、NTT東西がDFを延長して事業者設備まで
光回線を新たに敷設するが、**DF区間を含めて全区間が「卸業務」となる**



FFはDF提供エリア内でも、「接続」の場合と同じDFを使うため
DF提供エリア内のDFは「接続」と整理すべき

また、FFはDF提供エリア外も含め第一種指定電気通信設備であるため
DF提供エリア外の卸役務については、接続に準じたルールを適用すべき



FFのDF提供エリア外区間について要望する 接続に準じたルールとは

**手続方法や標準的期間、負担すべき金額等を接続約款に定めることで
当該区間について、適正性・公平性・透明性を確保**

手続方法	<ul style="list-style-type: none">✓ 情報開示手続✓ 調査申込みに対する回答結果を受ける手続
手続にかかる 標準的期間	<ul style="list-style-type: none">✓ 標準的期間の設定<ul style="list-style-type: none">– 情報開示請求～開示– 利用開始までの期間
負担すべき金額	<ul style="list-style-type: none">✓ 接続料規則に準拠した原価・利潤の算定 (公正報酬率規制)✓ 算定根拠の開示

Tomorrow, Together
KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au